

第4期大分市障がい者計画（案）【概要】

1. 計画策定の趣旨

この計画は、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等を実施するための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性や取り組むべき施策を策定するものです。

2. 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

3. 基本理念と基本目標

基本理念

「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『地域共生社会』の実現」

地域共生社会の実現に向けて、「障害者の権利に関する条約」が示す障がい者の権利を確保するため、その権利の実現を阻む社会的障壁を除去するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、障がい者の社会参加を可能にするための施策を一層推進し、障がいのある人もない人も分け隔てなく安心して暮らすことのできるインクルーシブ社会の構築を目指します。

基本目標1 障がいのある人への理解を深めるまちづくり

地域において、全ての人が障がいの有無、障がいの種別等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会を実現するためには、障がい及び障がいのある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動をさらに推進するとともに、学校や地域における福祉教育を充実します。

基本目標2 社会や地域で活躍できるまちづくり

障がいのある人の自立した生活には、働く場所の確保や障がい特性等の理解促進、安定した収入などが必要です。一般就労の支援では、企業への雇用促進や職場環境における配慮等の啓発を行い、福祉的就労の支援では、障がい福祉サービスによる社会参加や物品等の優先調達等による工賃向上を促進します。

さらに、障がいのある人が、スポーツ活動やレクリエーション活動、文化・芸術活動に参加し、生活に生きがいをもたらすことができる環境づくりを推進します。

基本目標3 安心して安全に暮らすことができるまちづくり

障がい者を含めたすべての市民が利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインの観点に基づいた公共施設等のバリアフリー化を推進し、障がいのある人が、容易に外出ができる生活環境の整備に努め、外出支援や社会参加を促進します。

また、障がいのある人が地域で安全に暮らせるよう、地域全体で防災・生活安全対策に取り組むことが重要であり、災害や犯罪に遭った場合に被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな取組や支援を実施します。

さらに、障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図るとともに、相談業務や、制度の広報・普及活動を進めます。

基本目標4 心豊かに充実した生活をおくれるまちづくり

相談支援につながない人への働きかけも含め、相談窓口及び事業内容の周知を図ります。

また、障がいのある人が可能な限り、自ら情報を取得し利用できるよう、広報紙や市の公式サイト等の様々な手段で、見やすく分かりやすい情報提供を行うとともに、障がいのある人が自立した生活や社会参加において、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、コミュニケーションの支援を促進します。

さらに、障がいの発生時期や原因は様々であり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。

4. 施策の方向性

- (1) 差別解消に向けた啓発・広報の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 学校教育支援体制の充実
- (4) 雇用・就労の推進
- (5) 社会参加の促進
- (6) バリアフリー化の推進
- (7) 移動・交通対策の推進
- (8) 防犯・防災対策の推進
- (9) 権利擁護の推進
- (10) 「親なき後」の支援
- (11) 相談体制の充実
- (12) 情報アクセシビリティの推進
- (13) 保健・医療の充実
- (14) 発達障がい児（者）等への支援
- (15) 医療的ケア児への支援